

第2章

公害対策組織

第 2 章 公害対策組織

市民の健康と快適な生活環境を保全するため、昭和 45 年 9 月 28 日、一宮市公害対策協議会設置規定に基づき、一宮市公害対策協議会が設置された。この協議会は毎年度開催し、一宮市の公害対策実績などについて協議している。

また、公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、具体的な対策を立案するために、平成 7 年 12 月 1 日、一宮市公害対策会議要綱に基づき、一宮市公害対策会議が設置された。

(1) 組織

本市の公害対策組織の概要は、図 2 のとおりである。

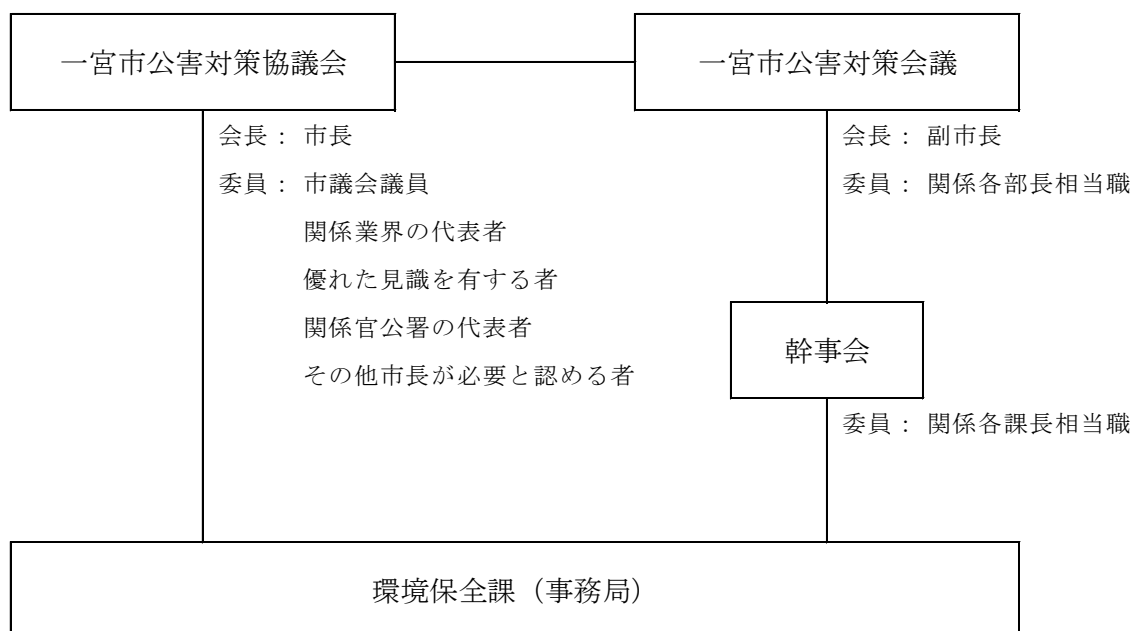


図 2 一宮市公害対策組織図(令和 4 年 4 月 1 日現在)

(2) 開催状況

公害対策協議会及び公害対策会議の開催状況は、表 2 のとおりである。

表 2 会議開催状況

(回)

会議名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
公害対策協議会	1	1	1 (書面開催)
公害対策会議	0	0	0